

び地方公共団体の組合又は港務局の施行するものの事業費で、組合又は港務局を組織するそれぞれの地方公共団体の負担すべきものを含み、第二条第三項に規定する災害復旧事業の事業費のうち、災害にかかつた施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる金額（以下「超過事業費」といふ）を含まないものとする。

3 地方公共団体の組合又は港務局の行う災害復旧事業の事業費に対して国が前条の規定により費用の一部を負担する場合における当該事業費に対する国負担率は、当該組合又は港務局を組織する地方公共団体が当該組合の規約又は港務局の定款で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第一項の規定により算定した当該地方公共団体に対する国の負担率に乗じたものの和とする。

4 国は、第二条第三項に規定する災害復旧事業費のうち超過事業費について、第一項の規定により算定した当該地方公共団体に対する国が他の法令又は予算の定めるところによりその費用の一部を負担し、又は補助する場合の例により、その費用を負担する。

（直轄事業に対する地方公共団体の負担率）

第五条 第三条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業費で、地方公共団体がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、当

該地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で国が施行するものに対し前条の規定により国が負担すべき割合を除いた割合によるものとする。

（適用除外）

第六条 この法律は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

一 一箇所の工事の費用が十五万円に満たないもの

二 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの

三 維持工事とみるべきもの

四 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

五 非常に維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

六 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。但し、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

七 天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。但し、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

八 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの

九 直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

八 前項第一号の場合において、一の施設について災害にかかつた箇

所が二十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止その他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が二十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することは不適当ものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事を施行する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。

（災害復旧事業費の決定）

第七条 第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業及び第五条に規定する国が施行する災害復旧事業の事業費は、

地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

（国庫負担金の交付方法）

第八条 国は、前条の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第四条の規定による国負担率により負担金を交付する。

2 前項の場合において、国は、第四条の規定による国負担率が決定する前でも、予算の範囲内において、当該年度において施行され

る災害復旧事業の事業費（超過事業費に相当する部分を除く。）の三分の一に相当する額を下らない額

により、負担金を概算交付することができる。

（災害復旧事業費の精算）

第十条 国の負担金の交付を受けた

（市町村の災害復旧事業費）

第十三条 国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより都道府県知事が行う。

四条の規定による国負担率が決定したときは、当該年度内に、その年の年度中に施行された当該災害復旧事業費に對応する負担金との差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に対し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。

（災害復旧事業の監督）

第五条 主務大臣は、災害復旧事業につきこの法律により国負担金の交付を受ける地方公共団体に対し、当該災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な検査を行ない、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

（災害復旧事業費の精算）

第六条 地方公共団体は、國の負担金の交付を受けた災害復旧事業の事業費に剩余金を生じたときは、

2 前項の場合において、地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該剩余金を主務大臣の認可を受けた災害復旧事業に使用することができる。

（剩余金の処分）

第七条 地方公共団体は、國の負担金の交付を受けた災害復旧事業の事業費に剩余金を生じたときは、

2 前項の場合において、地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該剩余金を主務大臣の認可を受けた災害復旧事業に使用することができる。

（市町村の災害復旧事業費）

第十三条 国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより都道府県知事が行う。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付しなければならぬ。

ない。

(主務大臣)

第十四条 この法律において主務大臣は、第三条各号に掲げる施設の手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(実施規定)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 左の法律は、廃止する。

都道府県災害土木費国庫負担法
関スル法律(明治四十四年法律
第十五号)昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律(昭和二十五年法律第百八十九号)

3 北海道における地方公共団体に対して第三条の規定により国がその費用の一部を負担する場合における該災害復旧事業費に対する国負担率は、当分の間、第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

4 この法律(第五条及び第六条を除く。)の規定は、第三条各号に掲げる施設について地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で昭和二十五年以前の災害に因るものうち、主務大臣による事業費の決定があつて、国の負担金の全部又は一部の交付をまだ受けないものについて準用する。

中「第七条の規定により決定され、この場合において、第四条第一項、
○増田国務大臣 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案について、提案の趣旨と内容の概要を御説明申し上げます。
わが国は地勢及び気象等の関係から、古来有数の災害国でありますが、

た災害復旧事業費の総額」とあるのは「主務大臣が決定した災害復旧事業費の総額(昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日までに発生した災害については、当該災害復旧事業費の総額に政令で定める率を乗じて補正した額)」とあります。

この法律においては、昭和二十六年四月一日の「当該年度」と、同条同項第一号中「当該年度(災害の発生した年の四月一日の属する会計年度)」とあり、又は同条同項第二号若しくは第三号中「当該年度」とあるのは「昭和二十五年度」と読み替えるものとする。

第五条の規定は、第三条各号に掲げる施設について昭和二十六年度以降において国がその全部又は一部を施行する災害復旧事業で昭和二十五年以前の災害に因るものについての地方公共団体の費用の負担の割合について準用する。

6 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)
第七条中「この法律により国が補助を行う」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第号)により国が費用を負担する」に、「都道府県災害土木費国庫負担法(明治四十四年法律第十五号)」を「この法律」に改める。

ことに戰時中の国土の荒廃等に基因いたしまして、終戦後災害が連年相いで起り、その被害は驚くべき巨額に達しております。しかして公共土木施設の災害はその大半を占めております

が、その復旧費は地方公共団体の負担に属しまする關係上、一面において地方の財政に過重な負担を課することとなり、地方財政を破綻に瀕せしめるおそれがありますのみならず、他面においてこれがため迅速にして適切な復旧事業の遂行を不可能ならしめ、災害を累増せしめる大きな原因となつておるのであります。御承知のごとく、昨年シャウブ使節団の勧告の次第もありまして、昭和二十五年度は公共土木施設の災害復旧事業は、合理的な恒久的負担制度を確立するまでの暫行措置として、とりあえず全額国庫負担の特例を設けることになりました。その後地方行政調査委員会議において、シャウブ勧告を基礎にして恒久的制度の調査審議に力をいたされておりましたが、昨年十月、国会及び政府に対しまして、これに関する勧告を提出されたのであります。政府におきましても、かねて窮迫した地方財政の現状と、激甚な災害の頻發とにかんがみまして、地方の財政能力に即して災害のすみやかな復旧をはかり得ますように、復旧費の国と地方との間における負担関係を合理的に調整することの緊要なるを痛感いたしまして、関係各省において、審議

にいたしました次第であります。

以下法案の大要を申し上げますと、第一に本制度の対象とする災害復旧事業は、地方公共団体またはその機関の維持管理に属する河川、海岸、砂防設備、林地荒廢防止施設、道路、港湾及び漁港のうち、政令で定める公共土木施設の災害にかかるものであります。災害復旧事業費の支出年度の限定として、その残事業費の負担率とするものであります。地方行政調査委員会議でも、勧告いたしておるのであります。この法律に規定した事業のはか、災害復旧事業費の支出年度の算定においても、勧告いたしておるのであります。この法律の現状からいたしまして、時期尚早と認めまして、今回は採用いたさないことといたしました。

以上申し述べましたように、この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するよう、国の負担率を定めます。災害のすみやかな復旧をはかり、もつて公共の福祉を確保せんとするものであります。何とぞ十分御審議あらんことをお願いいたします。

○薬師神委員長 これより質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。村瀬君。

○村瀬委員 ただいまの御説明によると、本法律案は、地方公共団体の財政力に適応して算定することとしたしました。もつとも超過事業費については、一般的の改良事業費に対する負担率と同率とするものであります。北海道につきましては、同地が現在なお開発途上にあり、從来災害復旧事業費については、八割補助をしておりました事情を勘案いたしまして、当分の間、暫定的に特例を設けることとし、五分の四に満たない場合には、五分の四とするこ

大臣の決定を受けたが、国庫負担金の未交付のものにつきましては、昭和二十一年度の標準税収入を基礎として、各年の災害復旧事業費の総額ことに前述の同様の方法により負担率を定めます。

以下申しますが、この法律に規定した事業のはか、災害復旧事業費の支出年度の算定においても、勧告いたしておるのであります。この法律の現状からいたしまして、その残事業費の負担率とするものであります。地方行政調査委員会議でも、勧告いたしておるのであります。この法律に規定した事業のはか、災害復旧事業費の支出年度の算定においても、勧告いたしておるのであります。この法律の現状からいたしまして、時期尚早と認めまして、今回は採用いたさうことといたしました。

以上申しますが、この法律の現状からいたしまして、時期尚早と認めまして、今回は採用いたさることといたしました。

以上申し述べましたように、この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するよう、国の負担率を定めます。災害のすみやかな復旧をはかり、もつて公共の福祉を確保せんとするものであります。何とぞ十分御審議あらんことをお願いいたします。

○薬師神委員長 これより質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。村瀬君。

○村瀬委員 ただいまの御説明によると、本法律案は、地方公共団体の財政力に適応して算定することとしたしました。もつとも超過事業費については、一般的の改良事業費に対する負担率と同率とするものであります。北海道につきましては、同地が現在なお開発途上にあり、從来災害復旧事業費について

を立てたのでありますか、つまり税収入はどれだけまで全部とれて、災害はどれまで復旧ができます、それに対する地方起債はどれだけを認める、だからこういうふうに直しても十分地方はやつて行けるのだという断定をお下しなつた根拠を承りたいのです。われくは地方平衡交付金等についても、いろ／＼な主張をいたしておるのであります。政府と所見を異にいたしております。これの点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかという結わくから御説明を承つてみたところ、われくは地方財政の負担力に適応して災害の国庫負担をいたしました。こういう趣旨を先ほど以来申し上げた次第であります。もとより村瀬さんの御説のことく、本年度のような全額国庫負担から、あいわくからい、こういう趣旨を先ほど以来申し上げた次第であります。この点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかという結わくから御説明を承つてみたところ、われくは地方財政の負担力に適応して災害の国庫負担をいたしました。こういう趣旨を先ほど以来申し上げた次第であります。この点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかといふうのであります。

○増田国務大臣 地方財政の負担力を考慮して、國庫負担をいたしました。この点に対する全体のわくからい、こういう趣旨を先ほど以来申し上げた次第であります。この点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかといふうのであります。

○村瀬委員 ただいまの御説明を承ります。私は了解が行きかねるのであります。前回も他の委員からお尋ねがありました。今日われわれのこの法律によつて設けんとするわくは、災害の額が地方の財政收入の一倍に相当する間は、四分の三ぐらいい場合、なるほど額が少いからして、三分の二でもよろしい、しかしそれ以上二倍に至る間は、四分の三ぐらいい場合、なるほど額が少いからして、三分の二でもよろしい、しかしそれ以上二倍に至る間は、四分の三ぐらいい場合で持つべきである。こういうふうにいたしました、もとより絶対的の見地

から見ますと、一般論としては、地方財政はそう豊富とはいません。もとより窮屈に瀕しているといふこともあります。われくは地方平衡交付金等についても、いろ／＼な主張をいたしておるのであります。政府と所見を異にいたしております。これの点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかといふうのであります。われくは地方財政の負担力を考慮して、國庫負担をいたしました。この点に対する全体のわくからい、こういう趣旨を先ほど以来申し上げた次第であります。この点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかといふうのであります。

○増田国務大臣 地方財政の負担力を考慮して、國庫負担をいたしました。この点に対する全体のわくからい、こういう趣旨を先ほど以来申し上げた次第であります。この点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかといふうのであります。

○村瀬委員 ただいまの御説明を承ります。私は了解が行きかねるのであります。前回も他の委員からお尋ねがありました。今日われわれのこの法律によつて設けんとするわくは、災害の額が地方の財政收入の一倍に相当する間は、四分の三ぐらいい場合、なるほど額が少いからして、三分の二でもよろしい、しかしそれ以上二倍に至る間は、四分の三ぐらいい場合で持つべきである。こういうふうにいたしました、もとより絶対的の見地

から見ますと、一般論としては、地方財政はそう豊富とはいません。もとより窮屈に瀕しているといふこともあります。われくは地方平衡交付金等についても、いろ／＼な主張をいたしておるのであります。政府と所見を異にいたしております。これの点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかといふうのであります。

○増田国務大臣 地方財政の負担力を考慮して、國庫負担をいたしました。この点に対する全体のわくからい、こういう趣旨を先ほど以来申し上げた次第であります。この点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかといふうのであります。

○村瀬委員 ただいまの御説明を承ります。私は了解が行きかねるのであります。前回も他の委員からお尋ねがありました。今日われわれのこの法律によつて設けんとするわくは、災害の額が地方の財政收入の一倍に相当する間は、四分の三ぐらいい場合で持つべきである。こういうふうにいたしました、もとより絶対的の見地

から見ますと、一般論としては、地方財政はそう豊富とはいません。もとより窮屈に瀕しているといふこともあります。われくは地方平衡交付金等についても、いろ／＼な主張をいたしておるのであります。政府と所見を異にいたしております。これの点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかといふうのであります。

○増田国務大臣 地方財政の負担力を考慮して、國庫負担をいたしました。この点に対する全体のわくからい、こういう趣旨を先ほど以来申し上げた次第であります。この点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかといふうのであります。

○村瀬委員 いま少し数字を示します。私は了解が行きかねるのであります。前回も他の委員からお尋ねがありました。今日われわれのこの法律によつて設けんとするわくは、災害の額が地方の財政收入の一倍に相当する間は、四分の三ぐらいい場合で持つべきである。こういうふうにいたしました、もとより絶対的の見地

から見ますと、一般論としては、地方財政はそう豊富とはいません。もとより窮屈に瀕しているといふこともあります。われくは地方平衡交付金等についても、いろ／＼な主張をいたしておるのであります。政府と所見を異にいたしております。これの点に対する全体のわくから、この法案がはたして御説明の通りのものであるかどうかといふうのであります。

○増田国務大臣 数字のこまかい点はあとで調査してお答え申し上げることにお許しを願いたいと思います。たゞ、村瀬さんもよく御存じの通りに、去年の全額負担といふことですので、その御説明を伺いたいと思います。

○増田国務大臣 数字のこまかい点はあとで調査してお答え申し上げることにお許しを願いたいと思います。たゞ、村瀬さんもよく御存じの通りに、去年の全額負担といふことですので、その御説明を伺いたいと思います。

○増田国務大臣 数字のこまかい点はある、政府としてはたつた一箇年にすとにお許しを願いたいと思います。たゞ、村瀬さんもよく御存じの通りに、去年の全額負担といふことですので、その御説明を伺いたいと思います。

○増田国務大臣 数字のこまかい点はある、政府としてはたつた一箇年にすとにお許しを願いたいと思います。たゞ、村瀬さんもよく御存じの通りに、去年の全額負担といふことですので、その御説明を伺いたいと思います。

のは自治団体を構成しておる市町村民
諸君である、市町村民諸君だつて相當
この事務の費用として金を持つてもら
べきものなのだから、主体性はそちら
にあつていいのじやないかといふ議論
さえする人がござります。しかしわれ
われは一定の比率、すなはち三分の一
とかあるいは四分の一とかいうものを
持つてもらひ、そして事業量だけは
ある程度去年以上出しで、こういう
趣旨で進んでおるわけであります。去
年の全額国庫負担によつて、市町村が
目に見えてこれだけ助かつた。だから
文教施設や社会施設にこれだけがまわ
つたということは、これから調べて出
しますが、なかへ困難なことではな
いかといふのは、あなたもよく御存じ
の通り、助かつたのは一年にすぎない、
それで目に見えて助かつた、どこへま
わしたといふことはなかへ出て来な
いのじやないか、こう考える次第でござ
ります。

二十五年度を通じて、本案を適用いたしますと、現在残つておる災害額でありまするが、七六%といふものを国庫負担することになるという資料を出した。それから私が要求いたしました率はこのままでおいて、二倍といふのを一倍の線に直してみるとどういうふうになるかというと、資料としては八〇%国庫負担ということになるというのであります。さらに二倍はそのままにしておいて、四分の三、五分の四、五分の五というようにすると、それが国庫負担が八二%同じくそれを二倍とするのを一倍の線で区切りますと、それが八五%にふえる。こういうふうな資料が出ておるのであります。が、これらたとえば四つの方法のうち、特に原案の七六%の線にとめようとなされた科学的な根拠がありましたならば、お聞かせ願いたい。

を力説しておつたのです。私もその点は同感しておりますから、政府委員會の答弁もとより私の答弁といたしておる次第であります。ところで建設省は元來そういう建設を促進するとともに、そなればほんとうはよろしいのですが、やはり政府は有機体でもある、また地方財政のめんどうを見るといふような任務を持つております。そういうところから見ると、一概に地方自治団体の財政能力を顧慮せざして、また災害の程度を顧慮せずして、何でも三分の二だといつたのでは、地方自治団体の健全な発達を期待するゆえんではないからというような、地方自治庁のような頭も実は建設省で取入れまして、当初からそれで災害の大きさとなるは三分の二では氣の毒だ、四分の三もあるいは全額も持たなくては氣の毒ではないかという感じを持つて来たわけであります。それでいろいろな数字が出来ますが、結局七六%といふよなところにおちついたのは、平均四分の三、三分の二は氣の毒だから四分の三くらいはどうだといふような一つの過程はありました。そこでこの一つのわくをいろ／＼に切りまして、その災害によつて地方財政に与える影響といつづけではないか、わくではないか、といふ結論に達したわけであります。しかば八五%になるようにして、これが建設省の建設という立場となるのであります。すなわち一五%ぎり地方で持たぬということになり

ますと、事業量がそれきりふえなればわれわれ／＼は最初私が申しした通り、地方財政の負担能力さえあれば、從来通り六六%で、三三・三三%といふものを持つてもらう方が、事業量は二分の三になる、そこで私はいろ／＼な数字の操作上の、たとえばあなたは御研究の結果申されました、結局常識の線とか、四分の三の線におちつくようについてことで、結果的あるいは道義的にこの辺におちついたのではないいか、と、こう考えておりまして、非常な合理的、科学的の根拠といふものはそれが全部科学的、合理的の根拠に基いたのであるとまでは言い切れない、もとより多少の合理的、科学的の根拠はあります、が、常識の線から考えたことでも一つの根拠であるといふふうに御了承願いたいと思います。

割から始めた。これは從前八割であつたからそこからきめた。こういうことになりました。これもまた八割からスライドで進むという方針でやつて、いつ点を八割とおきめになりましたのは、やはり財政上の根拠というものがありません。お聞きいたしたい。

の二倍のところで線を引いたといふことがどちらもはつきりと了承いたしかねるのであります。もう少し上手な御説明がありまするならば承りたいと思ひます。

それから第四条の四項に、超過事業費の問題が書かれてあるであります。が、これはたび／＼申し上げます通り、国費の最も有効な使用という面から考えまして、当然この超過事業費についてもスライド制によつて国庫負担をすべきであると思うのであります。なぜかといいますと、せつかく原形復旧いたしましても、そういう構造ではつたがために災害が次々と起るのでありますから、もう再び災害が起らないようにするためには、十分の検討を加えた超過工事をしなければならないわけであります。いわゆる改良工事ではないけれども、十分工事を確固にして、工事費をむだにしないためには、この超過工事ということが非常に大事になつて参るのであります。それに対して、対するスライド制がないために、もうちょっと強くしておけばよいけれども、まあ原形にとどめておこうということがありますと、また大雨が降れば再びそれがこわれると、いう憂いも生ずると思うのであります。この際思い切つてこの超過事業費についても、やはりこれを区分しないで、スライド制を認めておくということになれば、非常に稳固な災害復旧工事が進捗すると思ひますが、それに対するお考えはどうでありますか。

明を申し上げました通り、こういふような条文はこれは非常な改正である。これはぜひ皆様の積極的な御賛同を得て直したいと思つております。従来原形復旧——原形復旧というのをわれわれは常識的に考えるべきだ、こう思つておりましても、なか／＼第一線へ参りますと、非常に機械的に解釈しておりまして、ほんとうに元通りの形にする以外は絶対金を出さぬ。しかも国道路の改良費といふようなもののがなければ、ひとえに橋が従来木橋であつて貧弱な橋である。しかも幅は二・五メートルであった。そこで原形復旧といふことになると、二・五メートルであり、従来非常に貧弱な橋桁を使っておるならば、貧弱な橋脚でなければならぬ。従来非常に貧弱な橋脚であれば、従来通りの木造であり、しかも貧弱な橋脚でなければいかぬといふよう甚嚴重な査定をする人もないとも限りません。そこでどうしてもわれ／＼は原形復旧といふのは、經濟的の原形復旧である、こういうふうに私は就任当時からずっと申しておきました。また建設省当局においてもそういう考え方を持つておりました。が、やはり法令の上に、流れたことを機会として、災いを転じて福となす、二・五メートルの幅の橋では実は困つておる。この際五・五メートルぐらいいにして、自動車が自由にすれ違ひができるようにいたしたい。あるいは荷重制限などのないところの永久橋にいたしたい。これが災害を転じて福となすやえんである。なるほど不幸ではあるけれども、福となすところの契機にその災害がなつて来る、こういふふうにいたしたいとわれわれは考えておりまして、これが第

二条第三項になつて現われておるわけ
でありまして、相当この三項といふもの
は、私は活用を皆様とともにいたし
たいと考えております。その際従来は
木橋のかわりに木橋しかからなかつ
た。事務当局の解釈しておる限りでは
……。ことに一年に三回も流れるとき
まつておる橋なんかありますから、こ
れは非常識で、嘲諷的になつておつ
たわけであります。そういうことで、
私どもは殘念だと思つておりました。
このたびは第二条第三項を相当程度私
は活用いたしたい。ついで従来はどう
うも困るな困るなと思ひながら、従来
通り貧弱な橋しかからなかつたとこ
ろを、今度災害を転じて福となす、そこ
で災害復旧費をもらつて、あとは永久
橋をかけたくてもかけることはできな
かつたのですが、今度はできるようにな
るだろう。しかも災害費から出る。
従来は改良費が何かなつかたら絶対か
からなかつたのです。災害費はそりや
うとこるへまわすわけにいかぬ、まわ
すわけにいかぬのを、今度まわすわけ
に行くようじしたのだから、これはよ
ほどの改正だと思います。そこでよく
なる部分は、これは災害復旧国庫負担
の従来の比率をそのままスライディン
グ・スケールとして延長せよといふ村
瀬さんのお考えはどうであらうか、財
政的見地に立つて見れば、私は御無理
かましいところは会計検査院が怒り出
じやないかと思います。わくを拡張し
たり、あるいは刑法上の問題まで起
る。そういうのが今度は堂々とかけ得
ることになつたのですから、永久橋と
木橋とのさや、あるいは従来の幅員の

で行くというだけの工事の場合にそれをスライドの中に認めるのであるかどうかという点なのであります。災害が起つたときに、一緒に改良工事をやりますて、その改良工事をも同時に全額負担してくれ、二倍を越えたならば全額負担にせよという意味ではありますか。

当該施設の従前の効用を復旧するにすぎない。こういうようなものは、三分の一、「四分の三」全額のわくで行くべきものである。この第一条の第二項といふ点でも、相当常識的に読むべきである。従来あまりぎこちなく解釈されるために、泣いてる地方も相当あるのですから、二項といえども、相當常識の線にのつとつて解釈すべきである。従来あまりぎこちなくべきである、こう考えております。

○村瀬委員 非常に私の満足し得るに近い御答弁があつたのであります。が、もう一度本法に書いてある超過事業費はどういう内容のものでお使いになつたかということを承つておきます。もう一度申しますれば、ここにある超過事業費は改良工事費と同等であると解釈してよろしくうござりますか。

○浅利委員 今の村瀬委員の御質問の方に「第二条第三項に規定する災害復旧事業の事業費のうち、災害にかかる施設を原形に復旧するものとした場合に要する全額をこえる金額（以下超過事業費といふ。）つまり第一条の第二項、第三項においては、原形に復することが不可能な場合、あるいはそれが困難であるか不適当である場合には、災害工事とみなす、こう規定している以上は、災害工事である以上は、当然これはすべてスライド制によるべきものであるが、これを原形に復するものと認めて、その程度の金を越えた場合にはスライドにかけないと、それが困難であるか不適當であるところに疑問があると思うのです。

あとの改良工事の方は別個に考えて、これは当然先刻大臣の御説明通りでいいと思うのですが、一方において明らかに原形に復することが不適当であるか不可能であるかという場合には、災害工事とみなしながら、予算の面においては原形に復する程度の費用まで認められるが、それ以上のものは認めないというところに明らかに矛盾があると思う。超過事業であつても、災害工事とみなす、復旧工事とみなすといふ限度においては、これを当然このスライドのうちに入れるべきじやないかと、いうのが村瀬君の質問の趣旨であると思うのであります。でありますから、明らかに橋の幅を拡張するとかいうようなものじやなく、木橋をもつてやつておりますれば、その地勢上年々いくらかけかえても流失のおそれがある場合には、あるいはコンクリートのビヤーをもつてやるというような場合には、原形復旧より工事費はかかるけれども、その程度のものは災害工事とみなし復旧工事とみなして、今の率を適用する、こういうふうにお考えになるのかどうかということの質問だと思ひますから、この点をはつきり御説明願いたい。

するに災害復旧費といふものは、百間の二メートル半の木橋を復旧するに要する費用が災害復旧費である。そこで同じ百間の幅五メートル半の鉄筋コンクリートの橋をかけたとします。すると、それが幾らかかるかは別で、この場合は問題ではございませんが、鉄筋コンクリートの橋をかけるのに相当の額がいつた。その額のうち木橋の百間の二メートル半の橋をかけた場合に要する費用を引きまして、その残額が第二条第三項にいう超過事業費である。それから災害復旧費とは、百間の二メートル半の橋をかけたとすれば、一かけないで実際は鉄筋コンクリートの橋をかけるのですが——それに対する費用を災害復旧費としてこれを控除する。それで残額の方は超過事業費ですから、二分の一というようなことになると、なると思います。あるいは直轄事業であるならば、三分の二というようなことになると思います。そういうような比率がかかる、こういうわけであります。そこで災害復旧費の算定の仕方ですが、従来木橋は厳格に二分の十三万円引く、それで残額だけ二分の一持つというようなことは、私は相當を大目に見て、相当災害復旧費がかかるのだといって、十万円引くところをます。しかし法律の理論といいますから、法の解釈の理論からいえば、従来の効用を復活するための物的費用、あるいは原形そのものを再び復活するための費用が災害復旧費である。それ以上のは超過事業費である。こういふように考える次第であります。

○村瀬委員　これは実際にこの法律を適用する段になつて非常に大事だと思ひますので、重ねてお尋ねいたのであります。が、去年法律として実施いたしました全額國庫負担法の第一条の文句は、「災害にかかつた施設を原形に復旧すること」が著しく困難又は不適当な場合において」云々とあるのであります。ことしの今出されております法律案によりますと、第二条に括弧いたしまして、「原形に復旧することが不可能な場合において」云々と、文句がかわつて来ておるのであります。こういうふうに言葉をおかえになつた趣旨はどこにあるのですか、從前と同じであると解釈してよいかどうかという点が一つであります。

○田中委員長代理　村瀬君に申し上げますが、増田建設大臣のほかに、大蔵省より佐竹主計官、経済安定本部より今泉建設交通局次長、建設省より伊藤河川局次長、賀屋防災課長、前田説明員の諸君が来ておられますので、事務的なことはこの諸君から御答弁願うことにいたします。

○今泉政府委員　現行法では、この法案の第二条の三項にござりますよう、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかるたる施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当である場合においてこれに代るべき施設をすることを目的とする」こう現行法と同じ規定がござります。

それから第二項の方の括弧の原形に復旧といふ説明の中に、「原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の從前の効用を復旧するための施設をすることを含む。」こう書いてあります。二つを完全に書きわけてござい

ます。第二項の方は現行法と同じような趣旨でここに規定しまして、こういつたものも災害では見るのだということは現行法と同じであります。但しこの三項でいう超過工事は、災害復旧費では見るけれども、例のスライド算定の基礎の数字には、この超過分は入れないのだと、いうのを四条の二項ですかに規定するわけで、従つて第二条の二項の「原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用に復旧するための施設をすることを含む。」とありますのは、たとえば例をあげますと、百間の木橋が流れて、川幅が広かつたために百間では橋がかからない、百五間の橋がいるといつたような場合に、それじや百間で橋がかかるかといふと、これはもう絶対にかかるぬ「不可能でござります。」そいつたような不可能な場合に、百五間の橋をかけても、それはやはり原形復旧としてこのスライドの算定の基礎数字に入る。しかし第三項の方はそうではなくて、從来木橋でかけてあつた、しかしたびく、流される、長さは同じであるけれども、これはやはり鉄橋にかけかえない、と、國家のため、地方のためにも損失であるから、それを鉄橋にかけかえた、こういった場合に、それでは鉄橋と木橋との差額がどうなるか、これは、まあ改良だ、つまり超過工事である、その超過工事の差額分はあくまで災害復旧では見るのは見るのですけれども、その差額分はいわゆるスライドの算定に入れなくて、原形に復旧する分だけを超える工事のスライドの算定の基準に入れる、そもそも改めんと、今度スライドの算定をする場合に、地方によつて何でもかんでもみんな改良し

てくれという要求が非常に強くなつて、それではせつからく地方が負担に応ずるといったような場合に、とかくあらゆる工事が、すべて改良に行つてしまおうそれがある、こういう点を防止する見地と、それから各地方にそれを公平にやつて行こう、こういう見地からして、災害復旧では見るのだけれども、従来超過工事として見た分だけはスライドの算定から除く、こういう趣旨で二項と三項が書きわけである、こういうわけであります。

○村瀬委員 今の御答弁で非常にはつきりはして來たわけであります。第二条の第二項に該当する工事はスライドを適用するのだ、第三項によつてやる場合には、超過工事としてスライドは適用せぬのだ、大体こういう御答弁であつたと思うのであります。そうしますすると、ある場合には第二項によつて原形に復旧することが不可能なのであるか、この場合は二項に入る。それから第三項によつて不可能ではないが、著しく困難または不適当な場合であるかといふ判定によつて、スライドが適用されるかされないかということが地方政府にとつては非常に大きな問題となるのであります。そういたしまして、ここでもう少しほつきりこの二項に該当する工事と、三項に該当する工事との例をあげて説明をしていただきねばならぬということになるのですかねばならぬということになるのです。右岸は最初丈夫であつて工事をして來ましたが、左岸がずっとと改修されたために、今度は右岸の方がどうも危險に瀕しそうだ、今までの堤防の高さは八メートルであった、それを当然

九メートルにしておかねば溢水のおそれが非常に多いといったような場合には、その場所が災害を受けたときに、今までの八メートルを九メートルの堤防につくるということは、二項に該当するお考えになりますが、三項でありますか。

りますので、こういうものは原形復旧の不可能な場合に入る、こういうふうに不可能の範囲は申合せでがつちりきめようと考えております。
○村瀬委員 上原形のままでは不適当と考えられるときには、第二項によつてスライドによる国庫負担をなさるというお考えでありますか。
○質屋説明員 さようござります。
○村瀬委員 技術上の点は第二項でやるという御答弁でありますから、それをはつきり速記に残しておいていただきまして、その次にお伺いいたしたこととは、建設大臣に伺うのであります。先ほどからこの法律案がまとまるが、先ほどからこの法律案がまとまつたく純粹な立場で立案したとお話をなつておりますけれども、どうも御答弁の際になると、予算といふものがいつも頭にこびりついておるという感じがいたします。そこでこの二十六年度の公共土木施設の災害復旧事業費でありますするが、予算の編成当時は一律に三分の二の国庫負担によつて編成されたという御答弁があつたと思うのですが、そのままの二の国庫負担によつて編成されるまでのスライドによる方法といふことにかわつて来るのであります。この事業量の調整にあたりまして、すでに衆議院を通つております災害復旧事業費の予算内で調整するお考えであるか、あるいは早急に補正予算等でこれらの処置をなさるのであるか、この点を伺つておきたいのであります。

が行きましたし、災害復旧はもとよりわれわれは忽ちに付すべからざることと考えておりますが、しかし災害をなすからしめる、あるいは災害の程度をできるだけ少からしめる。そのためには予防の方面へ相当力を入れたい。御承知のごとく河川改修費は三割五分、砂防関係は八割三分、公共事業費全体としては一割しかふえないとわからず、そのわくの中においてそれく三割五分あるいは八割三分ふやした次第でありますし、すなわち災害予防に最も私は力を入れております。その関係で災害復旧とどうような一日もゆるがせにできない関係の費用が幾分減つたことは、非常に残念に思つております。但し事業量等は去年と同じ事業量にいたしたいといふわけで、一生懸命努力をいたします。しかし災害復旧費は四百億くらい、全体として、過年度分は、去年は四百億であり、ことは三百二十億である。それに荒っぽく三分の四をかけるといたしますと、ほぼ四百億くらい、これは農林省や運輸省の災害も含めて申すわけでありまするが、数字の上からほほ去年と同じくらいの事業量である。ただししながら、あなたもお認めの通り、物価等は相当上つております。でありまするから数字の事業量では同じでありますても物質的の事業量としては同じとは必ずしもいえないのじやないかといふ状況にただいま立ち至つております。そこで将来の問題でありまするが、将来財政の許す限り補正予算なり何なりを考慮してほしいと、いうことを私は強く財政方面を担当する政府に対して要望いたしておる次第でございます。

○村瀬委員 この法案の審議の経過から申しまして、なるべく事業量を減らさないといふ気持が非常に濃厚に出でることは、先ほどからの御答弁にもたび／＼出て来たわけあります。その趣旨が一貫されまることで、ここに最初三分の二の率で二十六年度予算を組んだ、その工事量を減らさないといふ法律案が出る以上は、さつそく間髪を入れず、建設大臣としては、事業量が減るではないか、だから予算を全く行こうといたしまするならば、こういう法律案が出る以上は、さつそく間髪を入れず、建設大臣としては、事業量が減るではないか、これに對しまして、むろん物価による工事量の減少もありますけれども、それはともかくとして、三分の二から今度平均して四分の三ということになりますが、これによる工事量の減少については、当然この際ただちにその対策措置を講じられなければならないと思うのであります。が、一体その時期はいつになると判断なさつております。

うなことを、財政当局としても私に申しておつた次第であります。

よりにといふことがあるとして、

になるようですが、この税収入

というものは、なるほど一応の目安にはなるかもしませんが、地方財政平衛交付金法によつて、地方財政の基準財政は一応平均にその財政の貧富の度合い、でこぼこというようなものなくするような建前になつておるわけがあります。現実にでこぼこがなくなつておるかどうかということはわかりませんけれども、平衡交付金を交付すると、いふことによつて、地方財政は一応でこぼこがなくなり、その貧富の度合いの差もなくなつておるといふことになつておるのであります。すると、そうちますと、地方税収入が災害復旧費を交付する基準になるということは、これは矛盾があるのでなかろうかと考へるのでありますけれども、この点いかがでありますか。

ましたが、やはり普通的に妥当なのは地方の税収入を基礎にして考えるのがよろしい。でありまするから、ものさしこそ何ん使つても、別に比例がとれないとか、不公平になるということはないとか、大体どちらります。

おもてない方策であるが、

あります。地方税収入が少いところへ

は平衡交付金がよけいに行つて、地方財政収入がたくさんあつて、財源がたくさんあるところでは、平衡交付金は少しあがつていないのであります。そういう意味で地方財政はならされてゐる。従つて地方税収入というものを基準にして災害復旧費の交付をきめるということは、むしろ不公平な結果にならぬのではないかうかといふうに私は考へるのであります。この点をもう一べん御質問したいと思うのであります。

を基礎にして、われらが地方財政平
衡交付金のときには、使つたようなものさ
しを、同じく地方財政の判定の基準規則
として使つても別に不公平はない。二
重に行くわけでも何でもありません。

○**米田(通)委員** その点、各府県足りない程度に平衡交付金を交付した

か、もうと研究したいと思 いますか

負つて、そして災害復旧ができない、また来年も雨が降ると家が流されたりたんばが流されたりする。こういふことははなはだ不合理だと思いますので、これは当然除くべきだと思うのですが、このまゝたゞさすが。

○増田国務大臣 まず先ほどの御質問

どう一ぱんお答えいたしますが、

地方税を基準として平衡交付金も交付されまするし、災害復旧費の国庫負担分も交付されるわけです。かりに甲村と乙村とがありまして、両方とも税収入が百万円しかないという場合には、平衡交付金は税収入が基礎ですから、甲村も乙村も同じ額が行くわけです。そこでわれくの災害復旧費の関係も、百万円の税収入があるところへ持つて来てからに百万円の災害が起きたという場合は、これは年度割はいろいろあります。三割、五割、二割とあります、要するに税収入の二倍以下ですから、乙村に災害が起されば、乙村には四分の三、七十五万円だけが行くが、甲村には行かない。甲村へは乙村と同じだけの市町村財政平衡交付金が行くだけなんです。乙村へ特別七十五万円だけ平衡交付金がよけい行くわけでも何でもない。ですから平衡交付金の資料を出せとおつしやればそれは出します。これは地方行政委員会等のお仕事になりますが、しかし御参考になることであればいくらでも出しますが、そういうふうに御了解を願いたいと思つております。

毒である、何も地方民自身にはその罪がないのであるからと、いう御質問は、一応ごもっともであります。しかし私どもいたしましては、營造物の設計なり、あるいは工事なり、あるいは管理なり、どうとも適正に主張の上にこも

注意を重ねてやつてもらいたいと考え

ておる次第であります。それで「明ら

かに」とか「甚しく」という修飾語を特に使っておるわけでありまして、まったくそれが見ても憤慨せざるを得ないといったような設計の不備であるとか、あるいは工事施行の粗漏であるとか、あるいは維持管理が怠られておる、という場合まで、災害復旧費を国庫で持たなくともよろしいというふうに考えております。どこまでも「明らかに」だとか「甚しく」とかいう形容詞がついておることをお認め願いたいのです。

○池田(慶)委員 最初の平衡交付金の問題であります、が、重ねてお答えになられましたので、私の方ももう一ぺん質問いたします。実例をあげます。先ほど大臣も額を申されましたから、私もそれを申しましょ。たとえばこういふことはあるいは實際には即し得ないかもしれません、甲村は百万円の税収入があつた。ところが財政需要額としては甲村も乙村も同じで、従つて平衡交付金は甲村には五十万円来て、乙村には百萬円来た、両方とも百五十万円の財政需要額だといふ場合に、五千万円の災害が起つたとすると、甲村と乙村とでは交付額がたいへん違うのであります。ではしかばその村が災害復旧をやる場合にどこに財源を置くかというと、これは税収入以外にはない

のであります。その税収入は百万円と

五十万円というふうにかわつてはおり

ますけれども、しかしこのかわつた税

収入が平衡交付金によつて數われて、

實際はいずれも同じような財政収入額

になつてゐるのであります。予算はど

この村もいづれも同じです。甲村も乙

村も平衡交付金はならされて同額にな

つてゐます。その同額になつてゐる予

算で災害復旧を実行して行く以外に方

法はないのであります。それ以外にま

た寄付金であるとか何とかいうことを

考えれば別でありますけれども、税収

を財源として考へる以上は、甲村も乙

村も負担力は同じでなければならぬ。

しかるにもかかわらず、災害復旧費は

これが少しおかしいのではあるまい、

これが私の質問の趣旨でありますけれ

ども、その点もう一べんお答え願いた

いと思ひます。

それから第六条の四項、五項の問題

であります、これは「明らかに」と

ありますい、「甚しく」とあります

ようとも、このことによつて責任を地

元住民が負うという話は何にもないの

であります。であればあるほど、これ

は国の監督が不行届きであったとい

ことの責任を、国が当然とするべきであ

ると私は考へるのであります、そし

う点につきまして、もう一べん大臣

の御意見を承りたいと思います。

○増田国務大臣 地方財政平衡交付金

との関係は、なお後刻勉強してから申

し上ります。ただダブルことはないと

いうことだけは、はつきり言つうことが

できると思ひます。但し地方財政委員

会なり地方自治庁当局と連絡いたしま

して、お説のよくなすことのないよう

いたしたいと考へております。

それから第六条の四項、五項とい

うのは、これは今係官から聞きますと、

昔からこういう文句はあるそらであります。

これががなわちわれ／＼が責任

を果すゆえんにもなるのであります。

すなわちあなたのつしやる監督上の

責任は、法律と、うようこの条文を

通じてでも監督はいたしておるのであ

る。この条文の威力といふものは、皆

様の議決にかかる法律の威力に現われ

て、私が監督しやすいようになる、こ

ういうことにも相なるのであります。

○池田(審)委員 総括的に簡単に質問

したいと思います。よく國家財政上や

むを得ないとかいろいろ申されて、災

害復旧費の少い理由にされているので

ありますけれども、災害復旧費を国庫

の予算に組み込む場合に、人員はどう

いふ人員になつてゐるのでありますよ

うか。二の次、三の次、四の次、五の

次くらいになつてゐるのでありますよ

うか。それとも第一次的にこれを考え

てるのでありますようか。

○増田国務大臣 災害復旧費及び災害

予防費といふものは、優先性を持つて

おるものと私は考へておりますし、

また財政当局においてもそういうふう

に考へております。

○池田(審)委員 そういたしますと、

二十六年度予算に盛られている災害復

旧費は、政府が優先的に盛つた予算額

である。こういうふうに了解してさし

つかえないものありますようか。

○増田国務大臣 私は優先的に考慮せ

うことではなく、ただいまのところべ

ども四分の三が悪いとか何とか

そこでいろいろな条件を勘案いたしま

結局総合的な考察の結果、こういう数

字におちついた次第であります。

○増田国務大臣 先ほど村瀬さんにお

はできるだけ完成いたしたいというう

見地から見れば、むしろ三分の二の方が

いいといふ議論も立つのであります。

○増田国務大臣 ふうに政府は考へていると了解してさ

しつかえないでしようか。

○増田国務大臣 先ほど村瀬さんにお

はできるだけ完成いたしたいといふ

見地から見れば、むしろ三分の二の方が

いいといふ議論も立つのであります。

○増田国務大臣 でありますから、建設省なりあるいは

政府は、最初予算を組むときには、三

分の二といふようなことを考えており

ましたが、しかし池田さんが大分御心

配のよな、地方財政を強化する、そ

うして地方自治を健全に発達させるこ

とが、民主国家を全体として健全に発

達させるゆえんでもあるといふことを

考慮いたす必要がある。建設省自身は

むしろプロバーのことさへ考えており

さへすればいいのかされませんが、財

政委員会あるいは地方自治局当局のよ

うな地方自治団体を健全に育成するこ

とが、役目からものを考へまして、四分

の三といふところにおちつきました。

そこでいろいろな条件を勘案いたしま

すと、ただいまの四分の三に結果的に

なる、何も四分の三が悪いとか何とか

いうことではなく、ただいまのところべ

ども四分の三が悪いとか何とか

でありますようか。

○増田国務大臣 これはスタンダード・ボ

イントの相違なんで、結局事業量をふ

やしたり、さつき村瀬さんは、増田

はいつも予算のことを考へていけない

と言われましたが、やはり予算のこと

を考えないと現実的な考え方でないの

で、予算獲得能力が自分は貧弱である

といふように考へてはいけないので、

く完威したいたいといふ見地から見れば、早

く完成したいということには、全額国

庫負担といふのはあまりおもしろく

ない案である。結局これはいろいろな

見地から総合考察をした結果、明年度

からは結果的に七六%におちつくてこ

のこの案が一番よろしい、こういう

結論になつておる次第であります。

○池田(審)委員 どうもりくつはあると

からつけられたように考へられました。

これは改悪のように私は考へま

す。私の本日の質問はこれで終ります

が、もう少し研究をいたしまして、次

からつけられたように考へられました。

これは改悪のように私は考へま

す。これは改悪のように私は考へま

す。私は改悪のように私は考へま

今度の法律案の第三条であります

が、これはさきに衆議院を通過いたし

ました農林水産業施設災害復旧事業費

改正法律と大体表裏一体になつてお

ります。そこで本法案の第三条

に各災害復旧事業に該当する項目が並

べてあります。ですが、従来よりふ

ておりませんのが、第四の林地荒廃

防設施と第七の漁港、これだけが今日

までのいわゆる公共土木施設災害復

旧費に関する法律よりもふえておるのであります。これがどういう理由でか

ようになつたのか、その趣旨をお尋ね

いたします。

○今泉政府委員 現行法では林地荒廃

とか漁港とかいう文句は書いてござい

ませんけれども、それは実際の解釈

上、取扱い上、漁港は港湾といふ中に含めて、そういう解釈で取扱いをして

おる次第であります。それから林地荒

廃防止施設とありますものの、現在の

砂防関係ということで、その中に含め

て書いてあつたわけですが、さすがにこれ

でも、今回名前も、公共土木施設災害

復旧事業費国庫負担法という名前には

つきり改めまして、農林関係と一応区

別する、こういう建前をとつた関係

上、農林関係に属しておるけれども

ろうということで、別に取扱いはかわ

ったわけではありませんが、四の林地

荒廃防止施設と、七の漁港といふもの

を明示した、こういう次第であります。

○瀬戸山委員 従来も実際的にはさよ

うな取扱いをいたしておつたからとい

うことであります。また私はかように

お尋ねいたしました。

統一されたということはきわめて適切な案であると思うのです。それについておつたのであります。しかし農林水産業施設、いわゆる農林関係の災害復旧補助の法律であります。これにもやはり漁港というのが入っていますから申し上げませんが、現に漁港といふものは入っております。内容は説明するまでもなく御存じでありますから申し上げませんが、現に漁港といふものは入っております。さらに今回の一部改正案におきましても、林地荒廃防止施設といふものは、やはり農林省の災害復旧に関する規定にも入っている。両方に入っているというふうになりますが、この点はどういう区別をされることになるのですか。

○佐竹説明員 その点主計局からお答え申し上げますが、本法案に出で参ります漁港は、公共団体の維持管理に属するものをいまして、公共団体以外のもの、すなわち漁業協同組合でありますとか、そういう団体が維持管理をしておるもののがございますので、この分を農林災害の方に振りかえるということにしております。なお林地荒廃防止施設につきましても、公共団体の維持管理に属するものは本法案で取上げ、その他のものを農林災害で取上げておる、こういう区別であります。

○瀬戸山委員 実際問題としては、特に林地荒廃防止施設は建設省としてはどういう扱いをいたしておられるですか。山腹でもやはり林地荒廃でありますし、いろいろあると思うのですが、両方の規定があつて、今日まで農林省と常に争いがあつたと思うであります。が、両方の規定があるというることは、やはり何か割り切れないもの

ど他の委員からも御質疑があつたのであります。問題の第二条の第三項であります。いわゆる改良工事を行う場合の超過部分と申しますか、超過工事に對しては、二十五年度限りの現行法を審議いたします場合に非常に論争になつて、修正いたして現行法通りになつておるのでですが、その際には、超過部分に対しても三分の二の国庫負担をするという規定を特に国会において修正いたしたのであります。今度の案によりますと、第四条の第四項でそれは特に除いて、そして一般の規定によると、こういうふうにされておるのではありませんが、これはどういう理由でさようになされたのか、伺います。

じて来るというところから、改良面につきまして若干従来より広く解釈をくだす。その反面補助率の方面におきまして一般改良と同じようにして行きたい。これは要するに災害復旧として取上げる改良面の部分を、従来の解釈より広くして行きたい、こういう趣旨からしたわけであります。

○瀬戸山委員 たまいまの点は、現行法を審議いたします場合に非常に論争になつて、先ほど申し上げましたように、衆議院で修正をいたしたところであります。それを元に返されたということについては、相当の理由がなければならぬと思うのであります。が、ただいまの御説明ではまだ承服しかねるということだけ申し上げておきます。

それからもう一つ、災害の原形復旧といふことについて、しばく論争されております。先ほども申されましたが、これ以上私は論争する考えはございませんが、安本の建設交通局次長が見えておられますので伺います。あまりにこれはゆるやか過ぎてもいけない、かのように考えておりますが、実際の面におきましてはなかなか簡単に参らない。また私どもの気持といつたしましては、国費を使うのであるから、同じ災害を繰返すようなことを、いわゆる原形復旧といふようなことにとらわれてたび／＼やることには、国費の濫費である。これはどこまでも常に論じられておるところですが、せんが、主として安本の方、あるいは大蔵省の方もそうであるかも知れませ

厳格に解される空気がある。かように、これは風聞であるかもしれません。が、承つております。そういうことにありますと、先ほど大臣もちよつと触れられましたが、末端に行くと規則通りにやられて、宮崎県の例をとるとおかしいのであります。五年間に十二回も流れる六十四メートルの橋があります。今度それが永久橋にかえることになるのですが、そういうことがたま／＼あるのであります。原形復旧ということは、大体元通りにするということである。元通りにするということとは、もう一度同じ災害が起るのだ！一七まではいえないかもしませんが、さような結論になる場合が多いのです。そこで第二条第二項、第三項が常に論争的になつておるのであります。安本や大蔵省ではそれをきわめて厳格に解するような風潮があるということを承つております。ところが昭和二十四年度の経済安定本部で公共事業の監査をされた報告書がありますが、その序文と申しますか、前書きには、原形復旧ということにとらわれ過ぎて国費をむだづかいしておる面があるという報告書が出しております。それはどういうことがというと、原形復旧にとらわれて、さらにもまた同じ箇所に災害が起る、それを繰返すような工事がたび／＼行われて国費のむだづかいをしておるということですが、明らかに経済安定本部の監査報告書に載つておる。ところが、先ほど申し上げましたように、安本は非常に原形復旧を強く主張されておる。風聞でありま

ですから、間違つておつたら私があせりますが、それにいたしましたが、それはどちらいちわけかというと、監査の方法と実施の計画をされる方とが意見が非常に相違いたしておるのだということでも聞くのであります。さような事実がありますか。もしくは経済安定本部の方では、このいわゆる原形復旧に相違いたしておるのだといふことがありますか。もしくは経済安定本部の方では、このいわゆる原形復旧があなたの方では、このいわゆる原形復旧といふものを文字通りに解釈される態度をとつておられるのであるか。この点を、一言でもよろしくうござりますから、承つておきたいのであります。

けつけないというやり方は毫もやつておりません。ただ、今繰返しと申し上げます通り、改良原形復旧、つまり災害復旧と一般の改良との間にあまり差を設けることによつて、濫用される面が非常に多い。これが監査の有力な意見として出ておりますので、なるべくは災害復旧と改良との関係はあまり大きな差はつけたくない、これが監査の一一致した意見でございます。従つて安定本部が昔考へておつたように、何か予算を低くするため、当然改良しなければならぬところまで原形復旧で強制するというような考え方は、現在毫も持つておりますので、この点何か現状を十分体しまして、解散等につきましては、十分理由のある、また合理的な解散の仕方でこの法律を執行して行きたいと考へております。

○瀬戸山委員 ただいまけつこうな意見を承りまして、ありがとうございました。その通りにひとつ今後指導してやつていただきたいと思うのであります。

そこでもう一つ、従来現行法によつて改良を相当加えるような計画に基き、災害復旧の査定ができるのであります。今度この法律によつて配分される場合には、従来の考え方によつて査定された額によつて配分されるのかどうか、今回の改正法律によつてやられるということになると、地方では計画が非常に翻訳することになりますが、いかと思うのですが、従来の査定は今までの法律によつてやつた通りにや

はり補助を出されるのかどうかをお尋ねしておきたいと思います。

○今泉政府委員 従来の査定は十分尊重したいと思います。但し従来の査定でも何か非常に誤った査定の仕方があるかもしれませんけれども、合理的にやつた査定につきましては、安定本部としても十分尊重して参りたい。そのほかに今度はこの第二条二項によつて、従来には見られなかつたような範囲まで見てやろうという規定もできた次第でござりますので、その間十分注意して御趣旨に沿うように進みたいと思います。

○田中委員長代理 本日通告せられた質問者の質問は一応終了いたしました。その他の委員諸君には御質問ありませんか。

○説明委員 皆さんの質問で大体書きためたのですが、ただだいまの瀬戸山君の質問の点についてもう少し突きとめさせておきたいと思います。

第四条の第四項に「それぞれの施設に関する改良工事について、国が、他の法令又は予算の定めるところにより」云々とあります。そこでこの参考資料によりますと、建設省の関係においては、河川法によつて河川は三分の一、道路橋梁もまた二分の一、運輸省においては十分の五とか、あるいは農林省関係においては三分の二、十分の六、こういふうにまちまちになつております。そこで河川の災害復旧の場合、また道路橋梁の場合、これが問題になつて来ると思うのであります。

第二条の第三項によつて、これらの大原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設を「云々、これは災害復旧

工事とみなしておるのであります。みなししておるにかかわらず、この第四条の第四項においては、これは單純な改良工事と見て、あるいは二分の一あるいは三分の二とまことになつておる。さきの法令においては、これはすべて三分の二の限度でとどめる、こういふのでありました。この点はむしろ改悪になつておる。災害工事とみなしたならば、何ゆえ最小限度の三分の二というものを確保しなかつたか。すでに前法律において、国会がその趣旨に修正したといふ沿革もあるのでありますから、これは法律的に見れば、第二条の規定においては災害復旧工事とみなしておつて、そうして第四条においては、それをくつがえしたよな一般改良工事とあわせて施工したものといふような形になつております。この点について、どういうわけでこういちふうに見られたか、なぜこれを災害復旧工事と見た以上は最小限度の三分の二という線を確保しなかつたか。また現在明らかに改良工事といふものを附加するといふならば、ついでに橋の幅をさめで、災害費の方から出さぬでもいいという理論が立つのではないかと思ひます。この点について、もう少し明確に承つておきたい。

では、改良費額を追加いたしました。今回いたしましたのにつきましては、再度災害を受ける、また経済社会上から見て、非常に不適当だといよいよなものにつきましては、できるだけのところにあります。しかし支出いたしますかわりに、このところのある査定をいたしたい、こう存するにつきましては、その場合におきまして、改良費等を一緒にやればいいのですが、改良費もなかなかちぎりになるという問題が起りますので、これを一本の災害費から支出いたします。しかしながら支出いたしますかわりに、いわゆる改良工事になるというような面につきましては、これを改良と同じ率で行つた方がいろいろの改良部面の補助の関係との均衡からいつて、非常によからう。こういうような考え方から来たわけであります。

五というのもあり、こうまち／＼になります。でありますから、その点はどうも私どもは納得が行かぬのであります。災害復旧工事と見たならば、やはり災害復旧工事としての補助率を基礎として考へるということが一番妥当じやないかと思うのであります。しかしそれ以上は議論になりますから、われ／＼はこれをどうするかということは別に考えたいと思います。

その次に、この法案全体を見まして、一つの均衡を得ない点があります。附則の第三に、北海道における場合は、十分の八といふものを出発点として、八割補助を最低限度として、それから出発しております。ところが北海道以外の方面においては三分の二を出発点として、その次は四分の三となつておる。なおこれが北海道以下であります。一休この四分の三といふ限界を付するということがはたして適当かどうかということもあります。もしここでこの法案全体を比較するならば、北海道の八割を最低とするならば、その他の分においても四分の三をむしろ五分の四といふように改めたら、法案の権衡が得られたろうと思うのであります。ことに北海道においてもこの税収入といふものを基準とする以上は、内地と北海道とを区別する理由は少いと思うのであります。国全体が全額補助を廃止して、かくのことき基準を設けたならば、北海道も從来の基準といふものを改めて、内地と公平になすべきじやないかという考え方もまた起つて来るはずであります。しかし北海道の既得権を侵害するのは不穏當だという考へであるならば、内地のこのスライド制において、その段階

を第二段階の場合に、北海道と同様に八割補助ということを考慮されてしまふべきじやないか。かかるにここになります。もちろん北海道は新開拓地であり、あるいは開発を中心とする考へであります。しかし今度の考へ今まで八割補助をやつておるのであります。しかしながら北海道は新開拓地であり、その地方団体の負担力といふものを中心として考へる建前になります。ならば、北海道も内地も、内地と申しては語弊がありますが、その他の都道府県においても、同じ立場において考へていのじやないか。この点に従つて、北海道が開発後進地域であるという点と、それから従来北海道を助けるという意味で相当高額の補助を出したか。その点をお伺いいたしま

○伊藤(大)政府委員 その点につきましても、先ほど大臣から御答弁がありました通りでございまして、北海道については、北海道が開発後進地域であるという点と、それから従来北海道を助けるという意味で相当高額の補助を出しましたが、私はその点についてお話をございました。

○伊藤(大)政府委員 その点につきましては、先ほど大臣から御答弁がありました通りでございまして、北海道については、北海道が開発後進地域であるという点と、それから従来北海道を助けるという意味で相当高額の補助を出しましたが、私はその点についてお話をございました。そこでこの法案全体を比較するならば、その他の分においても四分の三をむしろ五分の四といふように改めたら、法案の権衡が得られたろうと思うのであります。ことに北海道においてもこの税収入といふものを基準とする以上は、内地と北海道とを区別する理由は少いと思うのであります。国全体が全額補助を廃止して、かくのことき基準を設けたならば、北海道も從来の基準といふものを改めて、内地と公平になすべきじやないかという考え方もまた起つて来るはずであります。しかし北海道の既得権を侵害するのは不穏當だという考へであるならば、内地のこのスライド制において、その段階

を第一段階の場合に、北海道と同様に八割補助ということを考慮されてしまふべきじやないか。かかるにここになります。もちろん北海道は新開拓地であり、開発を要するとお北海道とその他の府県の住民の負担力に差等を設けたという点について、私は了解ができないのであります。しかしそれ以上は議論になりますから、われ／＼はこれをどうするかということは別に考えたいと思います。

その次に、この法案全体を見まして、一つの均衡を得ない点があります。附則の第三に、北海道における場合は、十分の八といふものを出発点として、八割補助を最低限度として、それから出発しております。ところが北海道以外の方面においては三分の二を出発点として、その次は四分の三となつておる。なおこれが北海道以下であります。一休この四分の三といふ限界を付するということがはたして適当かどうかということもあります。もしここでこの法案全体を比較するならば、北海道の八割を最低とするならば、その他の分においても四分の三をむしろ五分の四といふように改めたら、法案の権衡が得られたろうと思うのであります。ことに北海道においてもこの税収入といふものを基準とする以上は、内地と北海道とを区別する理由は少いと思うのであります。国全体が全額補助を廃止して、かくのことき基準を設けたならば、北海道も従来の基準といふものを改めて、内地と公平になすべきじやないかという考へであるならば、内地のこのスライド制において、その段階

を第一段階の場合に、北海道と同様に八割補助ということを考慮されてしまふべきじやないか。かかるにここになります。もちろん北海道は新開拓地であり、開発を要するとお北海道とその他の府県の住民の負担力に差等を設けたという点について、私は了解ができないのであります。しかしそれ以上は議論になりますから、われ／＼はこれをどうするかということは別に考えたいと思います。

その次に、この法案全体を見まして、一つの均衡を得ない点があります。附則の第三に、北海道における場合は、十分の八といふものを出発点として、八割補助を最低限度として、それから出発しております。ところが北海道以外の方面においては三分の二を出発点として、その次は四分の三となつておる。なおこれが北海道以下であります。一休この四分の三といふ限界を付するということがはたして適当かどうかということもあります。もしここでこの法案全体を比較するならば、北海道の八割を最低とするならば、その他の分においても四分の三をむしろ五分の四といふように改めたら、法案の権衡が得られたろうと思うのであります。ことに北海道においてもこの税収入といふものを基準とする以上は、内地と北海道とを区別する理由は少いと思うのであります。国全体が全額補助を廃止して、かくのことき基準を設けたならば、北海道も従来の基準といふものを改めて、内地と公平になすべきじやないかという考へであるならば、内地のこのスライド制において、その段階

を第一段階の場合に、北海道と同様に八割補助ということを考慮されてしまふべきじやないか。かかるにここになります。もちろん北海道は新開拓地であり、開発を要するとお北海道とその他の府県の住民の負担力に差等を設けたという点について、私は了解ができないのであります。しかしそれ以上は議論になりますから、われ／＼はこれをどうするかということは別に考えたいと思います。

その次に、この法案全体を見まして、一つの均衡を得ない点があります。附則の第三に、北海道における場合は、十分の八といふものを出発点として、八割補助を最低限度として、それから出発しております。ところが北海道以外の方面においては三分の二を出発点として、その次は四分の三となつておる。なおこれが北海道以下であります。一休この四分の三といふ限界を付するということがはたして適当かどうかということもあります。もしここでこの法案全体を比較するならば、北海道の八割を最低とするならば、その他の分においても四分の三をむしろ五分の四といふように改めたら、法案の権衡が得られたろうと思うのであります。ことに北海道においてもこの税収入といふものを基準とする以上は、内地と北海道とを区別する理由は少いと思うのであります。国全体が全額補助を廃止して、かくのことき基準を設けたならば、北海道も従来の基準といふものを改めて、内地と公平になすべきじやないかという考へであるならば、内地のこのスライド制において、その段階

を第一段階の場合に、北海道と同様に八割補助ということを考慮されてしまふべきじやないか。かかるにここになります。もちろん北海道は新開拓地であり、開発を要するとお北海道とその他の府県の住民の負担力に差等を設けたという点について、私は了解ができないのであります。しかしそれ以上は議論になりますから、われ／＼はこれをどうするかということは別に考えたいと思います。

昭和二十六年四月十日印刷

昭和二十六年四月十一日發行